

## 新潟県条例第36号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（事業の設置）</p> <p><b>第1条</b> 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、<u>新潟県基幹病院事業</u>（以下「<u>基幹病院事業</u>」という。）を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p><b>第2条</b> <u>基幹病院事業</u>は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>基幹病院事業</u>を遂行するため、<u>別表第1</u>に掲げる<u>病院</u>（以下「<u>病院</u>」という。）を置く。</p> <p>（料金）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定方法等」と総称する。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による算定基準」と総称する。）又は<u>別表第2</u>の左欄に掲げる療養の種類に応じ当該右欄に掲げる料金の算定方法により算定した額とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><b>第4条</b> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「<u>法</u>」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>基幹病院事業</u>の用に供</p>	<p><u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（事業の設置）</p> <p><b>第1条</b> 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、<u>新潟県魚沼基幹病院事業</u>（以下「<u>魚沼基幹病院事業</u>」という。）を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p><b>第2条</b> <u>魚沼基幹病院事業</u>は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>魚沼基幹病院事業</u>を遂行するため、<u>新潟県立魚沼基幹病院</u>（以下「<u>病院</u>」という。）を<u>南魚沼市</u>に置く。</p> <p>（料金）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>2 料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定方法等」と総称する。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による算定基準」と総称する。）又は<u>別表</u>の左欄に掲げる療養の種類に応じ当該右欄に掲げる料金の算定方法により算定した額とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><b>第4条</b> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「<u>法</u>」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>魚沼基幹病院事業</u>の用</p>

する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

**第5条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（会計事務の処理）

**第6条** 法第34条の2ただし書の規定に基づき、基幹病院事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

**第7条** 基幹病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

（業務状況の公表）

**第8条** 知事は、基幹病院事業の業務の状況について毎事業年度2回公表するものとする。

附 則 （略）

**別表第1**（第2条関係）

名 称	位 置
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市
新潟県立県央基幹病院	三条市

**別表第2**（第3条関係）

（略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正（「魚沼基幹病院事業」を「基幹病院事業」に改める部分を除く。）、第3条第2項の改正及び別表を別表第2とし、附則の次に1表を加える改正は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

**第5条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により魚沼基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（会計事務の処理）

**第6条** 法第34条の2ただし書の規定に基づき、魚沼基幹病院事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

**第7条** 魚沼基幹病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

（業務状況の公表）

**第8条** 知事は、魚沼基幹病院事業の業務の状況について毎事業年度2回公表するものとする。

附 則 （略）

**別表**（第3条関係）

（略）

2 新潟県立県央基幹病院の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。